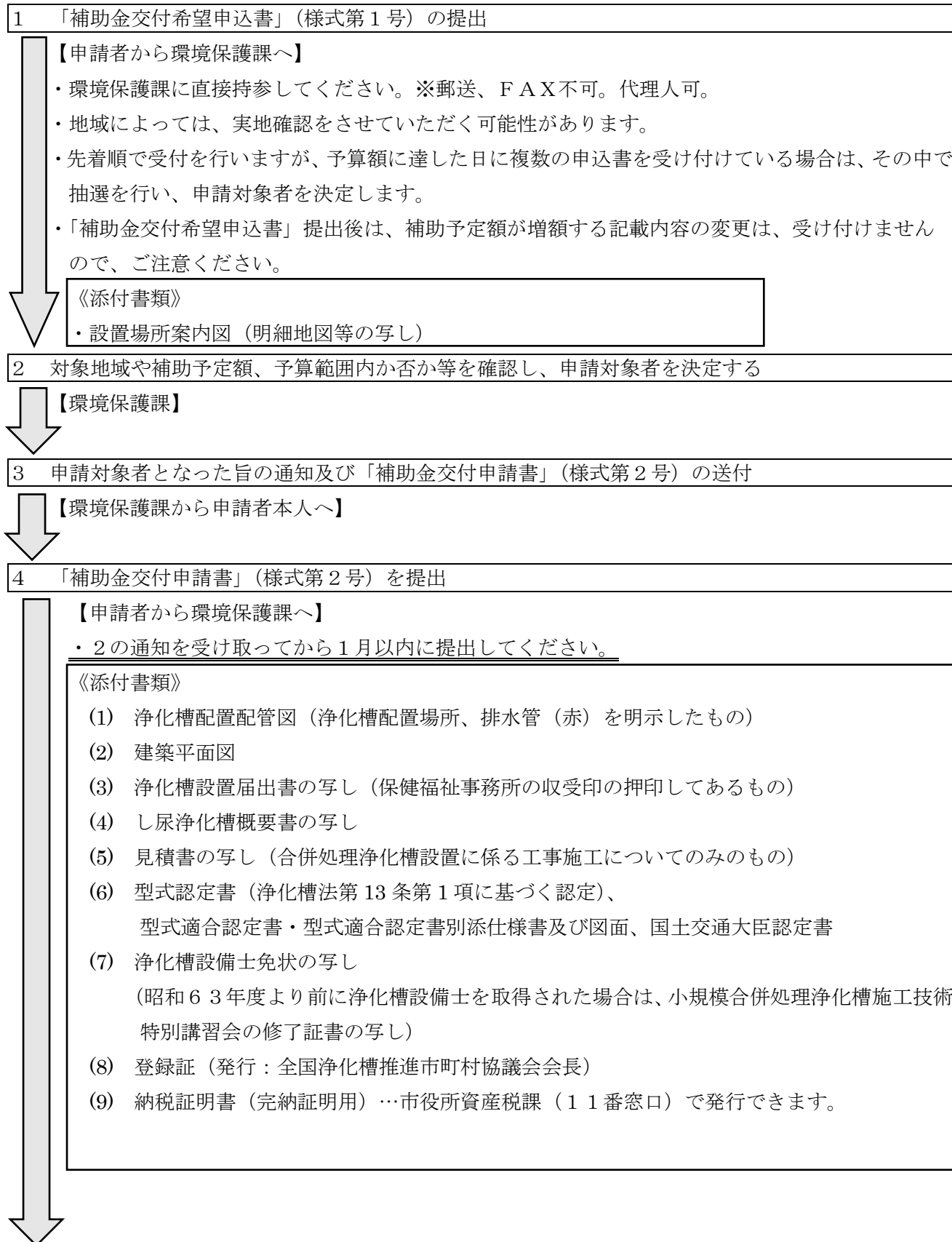


合併処理浄化槽整備費補助金交付までの流れ

※申請者となっている手続きは、申請者本人以外（施工会社など）が行うことができます。



5 書類審査

【環境保護課】

- ・書類内容、納税状況、暴力団員ではないこと等の審査を行います。

約1週間

6 「補助金交付決定通知書」の送付

【環境保護課から申請者本人へ】

7 合併処理浄化槽設置工事着工

【申請者】

- ・「補助金交付決定通知書」を受けてから工事着手を行ってください。
- ・工事の際に、写真撮影を行う必要があります。

工事完了後1月以内に次の「実績報告書」を提出して下さい。

8 「実績報告書」(様式第7号)の提出

【申請者から環境保護課へ】

- ・「実績報告書」の提出期限は、その年度の3月31日です。提出期限を超えた場合は、補助金の交付ができません。

《添付書類》

- (1) 浄化槽法定検査(7条検査)手数料受領証の写し
- (2) 浄化槽法定検査(11条検査)手数料受領書又は検査申込書等の写し
- (3) 浄化槽保守点検業者との業務委託(維持管理)契約書の写し
- (4) 清掃に伴う一般廃棄物処理[申出・変更]届出の写し(本市様式があります)
- (5) 請求書または領収書の写し
(合併処理浄化槽設置に係る工事施工についてのみのもの)
- (6) 合併処理浄化槽施工チェックリスト(本市様式があります)
- (7) 登録浄化槽管理票(C票)(発行:浄化槽製造会社)
- (8) 工事時写真
- (9) 請求書(本市様式があります)
- (10) 産業廃棄物管理票(単独処理浄化槽撤去工事を行う場合)

9 書類審査

- ・提出書類や写真等を確認し、適切に工事が遂行されたか審査を行います。

「実績報告書」受理後1月以内

10 合併処理浄化槽整備費補助金の交付

お問い合わせ先

小田原市役所 環境部環境保護課 公害対策係

(33-1483)